

第二十二号議案

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

江戸川区営住宅条例（平成十四年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（整備基準）

第三条の二 区営住宅及び共同施設（以下この条において「区営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 区営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、区営住宅等の整備に関する基準は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第五条第一項中「利用」を「使用」に、「江戸川区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第六条第一項第四号アを次のとおり改める。

ア 使用者の特に居住の安定を図る必要があるものとして第六項で定める場

合 二十一万四千元

第六条第一項第四号イ中「令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一万四千元（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）」に改め、同号ウ中「令第六条第五項第三号に規定する金額」を「十五万八千円」に改め、同条第二項第二号中「第二条」を「第二条第一号」に改め、「まで」の下に「のいずれかに該当する程度」を加え、同項第三号中「第二条」を「第二条第一号」に改め、「まで」の下に「のいずれかに該当する程度」を加え、同項第四号中「第二条」を「第二条第一号」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び前項」に改め、同項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第四号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- 二 第二項第五号、第六号、第八号又は第九号に該当する者である場合

- 三 使用者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満又は六十歳以上の者である場合
- 四 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 第七条第三項中「なお」を削る。
- 第八条第一項及び第二項中「抽せん」を「抽選」に改める。
- 第十四条第二項中「第三条」を「第五条」に改める。
- 第二十一条第二項中「き損した」を「毀損した」に改める。
- 第二十三条第一項中「使用料」の下に「、共益費」を加え、同条第二項中「未納の使用料と賠償金と」を「、未納の使用料、共益費又は賠償金」に改める。
- 第二十五条第四項中「令第六条第四項」を「第六条第六項」に改める。
- 第二十六条の見出し中「明渡」を「明渡し」に改め、同条中「第六条第一項第四号ア又はイに掲げる場合にあつてはそれぞれ同号ア又はイ」を「第六条第一項第四号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウ」に改め、「、同号ウに掲げる場合にあつては令第八条第一項に定める法第二十三条第二号八に掲げる場合の金額を」を削る。
- 第二十九条第一項中「第四十条」を「第四十三条」に改める。
- 第三十二条第一項中「明渡後」を「明渡し後」に改める。
- 第三十六条第一項第四号中「き損した」を「毀損した」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間、この条例による改正後の江戸川区営住宅条例第六条第六項第三号の規定の適用については、同号中「使用者が六十歳以上」とあるのは「使用者が平成二十五年四月一日前において五十七歳以上」と、「又は六十歳以上」とあるのは「又は同日前において五十七歳以上」とする。

(説明)

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の改正に伴い、区営住宅の整備基準及び使用者資格に係る収入基準等を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。